

## 第12回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月6日(火)午後 3時00分から午後3時52分

2. 開催場所 立花市民ホール

3. 出席農業委員(21名)

1番	月足 靖彦	2番	鵜木 利通	4番	牛嶋 徹也
5番	小川 哲郎	6番	角 秀次	7番	馬場 康浩
8番	大坪知美子	10番	仁田原一太	11番	稲葉 初男
12番	入江 保生	14番	今村 嗣範	15番	増永 勝広
16番	古賀 則夫	17番	江崎 潔	18番	中村 善徳
19番	茅島 澄雄	20番	中村 輝義	21番	田村 一彦
22番	三宅 覚	23番	池尻 律芳	24番	國武 覚

4. 出席最適化推進委員(12名)

3番	平井 照也	6番	中島 敏彦	10番	下川 栄一
13番	中嶋 壽敏	14番	松延 清隆	19番	松崎 保元
20番	井上 元己	24番	田形 隆徳	26番	堤 政信
36番	野中 円三	40番	東 正洋	45番	森松 利博

5. 欠席委員 農業委員(3名)

3番	松尾 健一	9番	中島 秀徳	13番	高山 和典
----	-------	----	-------	-----	-------

6. 欠席委員 最適化推進委員(3名)

30番	田中 勝之	32番	野中 敏成	38番	原 義博
-----	-------	-----	-------	-----	------

7. 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

議案第57号 令和4年第11回農業委員会総会保留議案

農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

報告第24号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第59号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の処理

について

報告第25号 農地改良行為の届出について

報告第26号 農地法施行規則第29条の規定による報告について

報告第27号 農地法施行規則第53条の規定による報告について

議案第60号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

#### 8. 農業委員会事務局職員

次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑美 黒木支所 井上  
雄治 立花支所 田中 克彦 中嶋 隆裕 上陽支所 松尾 誠 星野  
支所 橋本 祐助 山口 輝信 矢部支所 城 豪志

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議長 皆様こんにちは。本日の第12回総会は、総会開始前に前回継続審議となっておりました八女市津江における農地転用の案件の現地確認を行いました。皆様方には大変ご迷惑をお掛けしました。なお最適化推進委員の皆様には1時間、参集時間を遅らせていただき大変ご迷惑をお掛けしました。それでは、ただいまより農業委員会総会を開会いたします。

（議長着席）

議長 日程 第1・会議の成立  
只今の出席委員の数は農業委員21名、  
農地利用最適化推進委員12名であります。  
会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

議長 日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、14番今村嗣範委員、15番増永勝広委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

	<p>日程 第3・議案の上程を行います。 事務局より案件の朗読をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">( 案件朗読 )</p>
議 長	<p>事務局朗読のとおり、報告4件・議案5件を一括議題といたします。 1ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第57号、令和4年第11回農業委員会総会保留議案、農地法第5条の規定による許可申請書の処理について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市津江にあります八女人形会館より東へ200mほど進んだ農地になります。</p> <p>農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。</p> <p>申請地は、八女市津江字西ノ前772番3、登記・現況ともに畑、面積は92㎡、外39筆、合計面積28,001㎡です。全体計画面積28,028㎡です。</p> <p>この土地を京都府京都市伏見区の株式会社 代表取締役 氏が、八女市津江の 氏他18人から所有権移転及び地上権設定により譲り受けられまして、太陽光発電設備用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>これまでの経過について、この案件につきましては、第11回総会におきましてご審議いただき継続審議となった案件になります。</p> <p>継続審議理由は、これまで田越しに水がきているものが、大雨の際、越水するなど隣接農地に支障を生じる恐れがあるのではないかということ、そして、下流域に用水をつたって花宗川が氾濫する一因になるのではないかという疑念があるということで、継続審議になった次第です。</p> <p>申請者へ内容を伝えた計画を見直されました。疑念が生じた部分の解消として継続審議議案資料に添付しておりますように、現状の畦を活かしながら、幅30cm、高さ30cmの畦を造ります。発電敷地境界及び敷地内の畦畔を維持及び増強・新設し、従来同様に農地に雨</p>

事務局	<p>水を溜めることで、自然浸水の機能保持と下流域への雨水排水は一度に流出されないよう従前の排水経路にて排出される計画です。この計画を受けまして今回議案として挙げさせていただきました。</p> <p>なお11月29日に、八女地区農業委員及び最適化推進委員を対象に説明会が開かれております。その中で地元住民は納得しているのかなどの質問を受けて、申請者から地元住民説明会の議事録及び地元とかわす予定の覚書の案を提出いただいています。</p> <p>農地法での転用許可基準につきましては、立地基準及び一般基準があります。立地基準は農地をその営農条件及び周辺の市街地化の状況からみて区分し、許可の可否を判断します。一般基準は、農地転用の確実性や周辺農地への被害の防除措置の妥当性を審査する基準です。</p> <p>立地基準では、用途地域ですので原則許可となります。</p> <p>一般基準では、資力及び信用、妨げとなる権利を有する者の同意、行政庁の免許、許可、認可等処分の見込み、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無などが審査基準になります。</p> <p>前回この点におきまして、周辺の農地等に係る営農条件ということで、今回出されております畦間畦の維持と補強ということで被害防除措置の妥当性があると判断できます。周辺農地の支障になりますが既存水路及び新規土側溝を設置し、稲の作付けには支障がないように計画されております。また、進入路も確保されております。転用の審査基準に照らし、妥当であると判断します。</p> <p>また、造成工事は行わず整地のみの計画で、バラスや防草シートはされません。段差については、パネルを支える柱の長さで調節されます。</p> <p>里道につきましては、フェンスとフェンスの最小幅は農業用の機械が通れるように幅を設けられ、市道及び里道をふさがない計画になっております。なお、電気を送るために道の地下を横断して電線を埋設されます。占有許可の写しを添付されています。</p> <p>つきましては、転用計画は転用の審査基準に照らし、妥当であると判断します。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。ただいまから質疑討論を行います。ご異議ありませんか。</p>

農業委員 21番	<p>すみません、反対意見として先日述べました。</p> <p>まずは、農地法第3条に、農業委員の人と触れなければならないということで、少なくとも農業委員会の事務局ではないということ。ただし農業委員会制度は、第26条に農業委員会に職員を置くということで、職員は農業委員会が任命すると、職員は会長の指揮で農業委員会、委員をもって構成する組織の事務に従事するという事になっております。よって会長の指揮を受け、職員が議案として提出し、議案書提出で会長名が履行されるということは、皆さん知っていると思います。前回ここまでが言わなかったのも、理解できなかった方がおりますので、もう一度申し上げます。</p> <p>その中で現状していた内容であるということです。業者より申請された内容は事前に農業委員の確認の必要なし。事前の地元説明も必要なし。最終的には、丸で書いているところの意見書をつけて印刷すればいいということで、議案がついているのではないかなと思っております。それと内容を確認していると、どういうわけか、いかにも行政区長が助演するのではないかということで、資料がついております。これと関係として任命されていけば別ですけども、私も行政区長をやっております。そのような役割は行政区長にはありません。それで先程の内容からすれば、覚書は農業委員会会長と結ぶべきではないかなと感じております。</p> <p>あと最終的に業者の地元説明が必然的ではないと、先程も1年ほど前からやっていたということであれば、元々事前にそういう地元間で話をするべきではなかったなというふうに思っております。事務局の発言の弁解により、もし業者が内諾を伏せていると判断すれば農地転用審議基準に違反する案件ではないか、業者から一枚も悪気を取れば済むような問題ではないというふうに思っております。</p> <p>それともう一点、先程の説明にもありましたけど、農地法に違反するのではないかと。この件はあまり議題になりませんでしたけど、この案件ができた時に事務局に確認をしました。そしたら、それは違うということで認められるという反論がありましたけども、私はそうではないと見解をしております。農地法の運用について、災害を発生させる場合があるということで周辺の住民、営農条件へ支障を及ぼすということがあるかということですけども、この中に最終的に報告以外の段階を申請に係る農地等の位置から見て造られる時に、存在する農地を蚕食し、または分断する恐れがあると認められる場合。それから、</p>
-------------	---

	<p>周辺の農地に日照等影響を及ぼす恐れがあると認められる場合等があるとありますので、これに該当するのではないかと考えております。最終的にまだまだ課題が山積しており、この議案そのものが売却されるような予定にあるところまで本当に究極的にそのような内容で、刑事責任ができていくかどうか分からないということで、私としては反対の意見として述べさせていただきます。ですから、最終的に通ったとしても一票は反対だと、ただし私は、行政区長の立場からして非常に心配していたのが水の流れです。それに関しては、もし今述べられているような内容であれば非常に努力していると、これは認めております。ただ、先程述べた内容で今回は反対が続いております。以上でございます。</p>
議 長	<p>次に賛成の方のご意見を伺います。どなたかご意見ございますか。賛成等なければ裁決に入らせていただきます。よろしいですか。それでは、質疑討論を終結します。</p> <p>この案件は継続審議でありました以上、挙手によって採決を行います。まず許可相当とするお考えの方の挙手を願います。事務局は人数の確認をお願いします。農業委員さんのみ挙手でお願いします。</p>
議 長	<p>はい、下してください。</p> <p>反対の方の挙手を願います。1名です。</p> <p>本日の農業委員出席21名でございました。賛成の方が20名、反対の方が1名で賛成多数で許可相当という形となりましたので、ご報告申し上げます。</p> <p>なお許可相当と判断いたしましたけれども、これは十分、前回から今回、そして色々な意見が複雑多岐にわたって、やはりこの案件については重要な審議が必要であるということで、11月29日に事前の業者を交えての聞き取り調査、そして本日、農業委員さん全員を交えての現地の確認ということで、二度にわたって調査確認を行った次第でございますので、意見で出ておりました下流域の特に浸水被害等が過去にあった地域でありますので、この事業が直接的に浸水被害等に結果を及ぼさないような十分な配慮を行うように意見をまとめて、一同意見として付け加えることにいたしたいと思っております。よろしいですか。それでは、次に進みます。</p> <p>4ページをお願いします。</p>

議 長	報告第24号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より通知の説明をお願いします。
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知の報告については6件です。総合計については、5ページをご確認ください。</p> <p>解約のあった土地12筆のうち田11筆、畑1筆、合計面積13,903㎡です。それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理致しました。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>6ページをお願いします。</p>
議 長	議案第58号、農地法第3条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>1番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、上陽町北川内船木3339番1、登記・現況ともに畑、面積117㎡外1筆、合計面積1,071㎡です。</p> <p>この土地を譲渡人、上陽町北川内の 氏の経営縮小と譲受人、上陽町北川内の 氏の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので原案のとおり決定しました。</p> <p>続いて番号2番を事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>2番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、黒木町今字西原267番1、登記・現況ともに田、面積524㎡外4筆、合計面積2,753㎡です。</p> <p>この土地を譲渡人、福岡市中央区の 氏の経営縮小と譲受人、黒木町北木屋の 氏の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議長	<p>異議がありませんので原案のとおり決定しました。</p> <p>続いて番号3番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市豊福字辻839番1、登記・現況ともに畑、面積294㎡外1筆、合計面積394㎡。譲渡人、久留米市北野町の 氏の農業廃止と、譲受人、八女郡広川町の 氏の相手方の要望ということでの所有権移転贈与の申請です。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議長	<p>異議がありませんので原案のとおり決定しました。</p> <p>続いて番号4番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市忠見字漆尾333番、登記・現況ともに田、面積318㎡。譲渡人、埼玉県さいたま市北区の 氏の遠方による耕作</p>



	<p>困難と、譲受人、八女市忠見の 氏の相手方の要望ということでの所有権移転贈与の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので原案のとおり決定しました。 続いて番号5番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5番についてご説明いたします。 申請地は、黒木町北木屋字掛橋487番1、登記・現況ともに田、 面積461㎡外1筆、合計面積525㎡です。 この土地を譲渡人、黒木町木屋の 氏の経営縮小と譲受人、黒木町北木屋の 氏の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので原案のとおり決定しました。 続いて番号6番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6番についてご説明いたします。 申請地は、黒木町大淵字村中9750番1、登記・現況ともに田、 面積635㎡です。 この土地を譲渡人、黒木町本分の 氏の親族への贈与と譲受人、黒木町大淵の 氏の親族からの受贈による所有権移転贈与の申請です。以上でございます。</p>

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。          質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。          ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので原案のとおり決定しました。          続いて番号7番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7番についてご説明いたします。          申請地は、黒木町大淵字谷頭9553番、登記・現況ともに田、面積777㎡外12筆、合計面積9,950㎡です。          この土地を譲渡人、黒木町大淵の 氏の子への贈与と譲受人、黒木町大淵の 氏の親からの受贈による所有権移転贈与の申請です。          以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。          質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。          ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので原案のとおり決定しました。          続いて番号8番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>8番についてご説明いたします。          申請地は、立花町山崎字下立石1357番、登記・現況ともに田、面積1,707㎡外2筆、合計面積2,563㎡。譲渡人である立花町山崎の社会福祉法人 氏の社会福祉法人の解散に伴う残余財産の帰属により、譲受人である八女市柳島の社会福祉法人理事長 氏へ所有権移転されるための申請です。          農地の権利移動につきましては、不許可の例外規定としまして農地法施行令第2条第1項ハの規定により、「教育・医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人が、その権利を取得しようとする農地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると</p>

	<p>認められる場合は、農地の取得ができる」とされております。</p> <p>今回の農地の取得につきましては、施設の利用者が就農や実習等のための農場として利用されるとのことです。また、定款・謄本等において利用者が自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを法人の目的としてあり、業務の運営に必要と認められますので、不許可の例外として農地の取得が可能です。以上でございます。</p> <p>議長 事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p> <p>議長 異議がありませんので原案のとおり決定しました。 9ページをお願いします。</p> <p>議長 議案第59号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局 本案件は、八女市農用地利用集積計画について、八女市長から本委員会に対して決定を求められているものでございます。 今回は、所有権移転の案件が4件ございます。</p> <p>番号1番、申請地、八女市酒井田字島田753番、登記・現況ともに田、面積2,203㎡。こちらを、八女市本町の 氏より八女市立花町北山の 株式会社代表 氏へ売買により所有権移転されるものです。 株式会社は令和4年3月から農地所有適格法人として農地の権利を取得され、農業経営をされております。農地所有適格法人の要件であります「法人形態要件」「事業要件」「議決権要件」「役員要件」の4点については、報告書にて確認しており、すべての要件を満たしていることをご報告いたします。</p> <p>番号2番、申請地、八女市本字大門604番、登記・現況ともに田、面積2,704㎡。こちらを、八女市本の 氏より八女市平田の</p>
--	--

	<p>氏へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号3番、申請地、八女市室岡字講田1173番2、登記・現況ともに畑、面積309㎡外14筆、合計面積7,593㎡。こちらを、八女市室岡の 氏より八女市室岡の 氏へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号4番、申請地、八女市星野村字龍庄川8337番、登記・現況ともに田、面積1,168㎡外2筆、合計面積1,768㎡。こちらを、八女市星野村の 氏より八女市星野村の 氏へ売買により所有権移転されるものです。以上でございます。</p> <p>議 長 事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p> <p>議 長 異議がありませんので原案のとおり決定しました。 11ページをお願いします。</p> <p>議 長 報告第25号、農地改良行為の届出について、番号1番を事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局 1番についてご説明いたします。 申請地は、八女市宮野にありますべんがら村より南へ700mほど進んだ農地になります。申請地は、八女市柳瀬字茶ノ木ノ本541番1、登記・現況ともに田、面積は682㎡です。 この土地を耕作不便ということで30cmほどの盛り土をして野菜を作られる計画となっております。以上でございます。</p> <p>議 長 事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。 12ページをお願いします。</p>
--	--

議 長	<p>報告第26号、農地法施行規則第29条の規定による報告について番号1番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご説明いたします。</p> <p>申請地の場所は、黒木町桑原地区にあります輝翔館中等教育学校の北側入り口から北東に10mほどの今地区の農地です。申請人は八女市黒木町今の 氏です。申請地の所在地番は、黒木町今字中田296番1、登記・現況ともに田です。面積529㎡のうち60㎡を駐車場（農業用車両）用地とされるものです。自作地であり、隣接農地の同意もあります。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>13ページをお願いします。</p>
議 長	<p>報告第27号、農地法施行規則第53条の規定による報告について、番号1番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご報告いたします。</p> <p>認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、中継施設等を設置する際に転用する場合は、農地法施行規則第53条第14号により、農地の転用のための権利移動の制限が除外されます。これにより農業委員会は、事業者からの届を受理することとしております。</p> <p>申請地は、矢部支所から北へ約6kmの場所に位置する農地で、株式会社 基地局設置統括部部長 氏が八女市矢部村の 氏の土地の一部を貸借されるものです。</p> <p>地番は、八女市矢部村北矢部字平2387番1、登記・現況ともに畑、面積は、609㎡のうち2.25㎡です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>続いて番号2番を事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>2番についてご報告いたします。</p> <p>内容は1番と同じく、認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、中継施設等を設置する際に転用するための届出になります。</p> <p>申請地は、矢部支所から北へ約8kmの場所に位置する農地で、株式会社 基地局設置統括部部長 氏が八女市矢部村の 氏の土地の一部を貸借されるものです。</p> <p>地番は、八女市矢部村北矢部字漆ノ迫2546番1、登記・現況ともに田、面積は、93㎡のうち2.25㎡です。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>14ページをお願いします。</p>
議長	<p>議案第60号、農地法第4条の規定による許可申請書の処理について、番号1番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市立野にあります福岡八女農業協同組合西支店より東へ500mほど進んだ農地になります。農地の区分は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。</p> <p>申請地は、八女市稲富字田中404番1、登記・現況ともに田、面積347㎡、全体計画面積358㎡です。</p> <p>この土地を八女市稲富の 氏が貸家用地（2戸）として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>11月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は東側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p>

議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p> <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>15ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第61号、農地法第5条の規定による許可申請書の処理について、番号1番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市祈祷院にあります学校法人 〃 の西側に隣接した農地になります。</p> <p>農地の区分は、宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であって、第2種農地と判断します。</p> <p>申請地は、八女市祈祷院字屋敷412番2、登記・現況ともに畑、面積200㎡外3筆、合計面積633㎡、全体計画面積2,810㎡です。</p> <p>この土地を八女市祈祷院の学校法人 〃 理事長 〃 氏が、福岡県みやま市瀬高町小田の 〃 氏から譲り受けられまして、駐車場及び園庭用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>11月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、雑排水は発生しません。雨水は北側水路に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p> <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に</p>

事務局	<p>進達いたします。</p> <p>続いて番号2番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p> <p>2番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市井延にありますセブンイレブン井延店より南西へ50mほど進んだ農地になります。</p> <p>農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可でございますが、例外規定の一つであります既存施設の拡張にあたり、既存施設の2分の1の面積を超えないものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>申請地は、八女市祈祷院字白石71番1、登記は田、現況は畑、面積は1,725㎡です。この土地を八女市井延の有限会社 工業 代表取締役 氏が、八女市井延の 氏から賃貸借で譲り受けられまして、貸資材置場及び貸駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>11月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は北側水路に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号3番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>3番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市津江にあります株式会社 フジキ工芸よりバルビゾン通りを山内方面へ300mほど進んだ農地になります。</p> <p>農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域</p>



	<p>が定められた農地であり、第3種農地と判断します。</p> <p>申請地は、八女市津江字西ノ前630番1、登記・現況ともに田、面積は1,055㎡です。</p> <p>この土地を八女市黒木町本分の 氏が、八女市光の 氏、 氏から譲り受けられまして、宅地造成用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>11月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は北側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号4番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>4番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市忠見にあります八女市立見崎中学校より西側へ200mほど進んだ農地になります。</p> <p>農地の区分は、第1種農地と判断します。内容は1番と同じです。</p> <p>申請地は、八女市忠見字1124番3、登記・現況ともに田、面積は330㎡です。</p> <p>この土地を福岡県久留米市高良内町の 氏が、八女市忠見の 氏から無償で譲り受けられまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>11月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水は西側にあります溜枡を通過して側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号5番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>5番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市新庄にあります八女市立八幡小学校より西へ700mほど進んだ農地になります。</p> <p>農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可でございますが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集団に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>申請地は、八女市新庄字板月9番3、登記・現況ともに田、面積495㎡です。</p> <p>この土地を福岡県みやま市高田町亀谷の 氏が、八女市の 氏から無償で譲り受けられまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地は申請者農地であり同意不要です。水利の承諾はとれています。</p> <p>11月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認も行った結果、生活雑排水は合併浄化槽により北側水路に排水され、雨水も北側水路に排水される計画です。ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>

議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号6番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>6番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市室岡にあります岡山保育園の北側より道を挟んだ農地になります。</p> <p>農地の区分は、第1種農地と判断します。内容は5番と同じです。</p> <p>申請地は、八女市室岡字駄渡瀬1286番5、登記・現況ともに畑、面積515㎡です。</p> <p>この土地を八女市室岡の 氏が、八女市鶉池の 氏から譲り受けられまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>11月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽により南側側溝に排水され、雨水も南側側溝に排水される計画です。</p> <p>また申請地は、八女市農業振興地域整備促進協議会で審議され、八女市が農振除外を決定後、今回申請されるものです。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号7番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>番号7番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、立花町白木の西原公民館すぐ北側に位置する農地です。</p> <p>農地の区分は、第1種農地と判断します。内容は2番と同じです。</p> <p>申請地は、立花町白木字西原121番8、登記・現況ともに田、面積362㎡。</p>

議 長	<p>この土地を八女市馬場の 氏が、立花町白木の 氏より使用貸借され、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>11月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、西側側溝へ排水される計画です。雨水も同様に排水される計画であり、特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号8番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>8番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、立花中学校より300mほど東に位置しており、県道 湯辺田・瀬高線に面した農地です。</p> <p>農地の区分は、第1種農地と判断します。内容は2番と同じです。</p> <p>申請地は、立花町谷川字小路962番1、登記・現況ともに畑、面積594㎡。</p> <p>この土地を立花町上辺春の 氏が、福岡県久留米市の 相続財産管理人 弁護士 氏より譲り受けられまして、資材置場及び駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>11月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により、南側の既存側溝に排水されます。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>

	<p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p> <p>議 長            異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>議 長            以上で議案の審議は全部終了いたしました。                     これをもって、本日の会議を終了いたします。大変お疲れさまでございました。</p> <p style="text-align: center;">（ 閉会宣言      15時52分 ）</p>
--	--